

令和8年度第1回「ワンチームとやま」

連携推進本部会議次第

日 時：令和8年4月28日（火）

16時00分～17時30分

場 所：富山県民会館8階バンケットホール

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議 事

- (1) 令和8年度連携推進項目の取組み状況、内容について
- (2) 中東情勢緊迫化に伴う富山県への影響などについて
- (3) 多文化共生に関する条例骨子案及びプラン骨子案について
- (4) 県、市町村の行政課題等について

4 報告事項

5 閉 会

配付資料

資料1 令和8年度連携推進項目の取組み状況、内容について

資料2 中東情勢緊迫化に伴う富山県への影響などについて

資料3 多文化共生に関する条例骨子案及びプラン骨子案について

参考資料1 未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会 中間とりまとめ

参考資料2 富山県地域産業成長プランの策定について

参考資料3 富山県人材確保・活躍パッケージについて

参考資料4 交通事故防止対策について

参考資料5 「警察庁推奨アプリ」の普及について

「ワンチームとやま」連携推進本部会議出席者

1. 市町村等（17名）

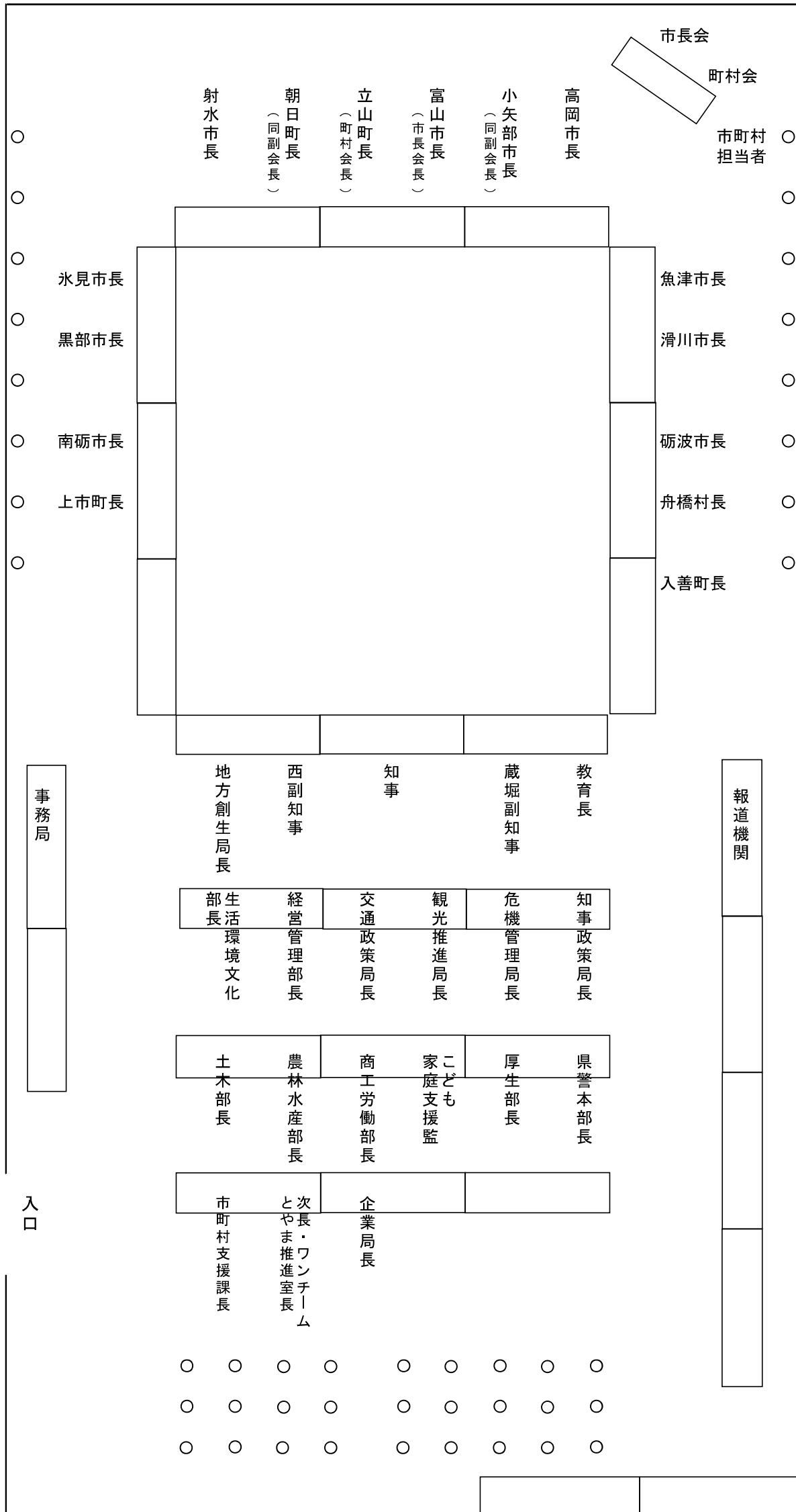
富山市長	藤井 裕久
高岡市長	出町 譲
射水市長	夏野 元志
魚津市長	村椿 晃
氷見市長	菊地 正寛
滑川市長	水野 達夫
黒部市長	上坂 展弘
砺波市長	夏野 修
小矢部市長	桜井 森夫
南砺市長	田中 幹夫
舟橋村長	渡辺 光
上市町長	中川 行孝
立山町長	舟橋 貴之
入善町長	笹島 春人
朝日町長	笹原 靖直
市長会事務局長	砂田 友和
町村会常務理事	齊木 志郎

2. 県（20名）

知事	新田 八朗
副知事	蔵堀 祐一
副知事	西 経子
教育長	廣島 伸一
県警本部長	高木 正人
知事政策局長	川津 鉄三
危機管理局長	中林 昇
地方創生局長	塗師木 太一
観光推進局長	山下 章子
交通政策局長	田中 達也
経営管理部長	田中 雅敏
生活環境文化部長	杉田 聡
厚生部長	滑川 哲宏
こども家庭支援監	式庄 寿人
商工労働部長	山室 芳剛
農林水産部長	津田 康志
土木部長	川上 孝裕
企業局長	牧野 裕亮
次長・ワンチームとやま推進室長	板倉 由美子
市町村支援課長	横山 正行

令和8年度第1回「ワンチームとやま」連携推進本部会議 配席図

日時: 令和8年4月28日(火)16時~17時30分
 場所: 富山県民会館8階バンケットホール



連携事項名 鳥獣被害防止対策

県担当課：自然保護課

○目標(目指す姿)

鳥獣被害防止対策として、県と市町村が連携し、「クマの人の生活圏への出没防止対策」及び「捕獲の担い手の確保・養成」を実施することで、クマ対策をはじめとする有害鳥獣の管理・被害対策の推進を図る。

○現状と課題

現状

- 国の新たなクマ管理計画のためのガイドラインでは、新たなゾーニング管理として、「排除エリア」や「管理強化エリア」等を地域で設定し、クマ対策を強化することとなっている。
- 過去5年間の秋の人家周辺でのクマ人身被害10件全てで、柿の木が確認されており、誘引物除去に向けた対策が急務。
- クマのパトロール手当や捕獲報奨金は各市町において個別に設定。
- 有害鳥獣捕獲活動に参加しているハンターの数やスキルは、現在は概ね充足しているものの、60代以上の割合が高く、今後の担い手不足が懸念される。

課題

- 「排除エリア」及び「管理強化エリア」は、県や市町村等で設定(線引き)する必要があるが、地域の実情に応じて設定することとなっており、次期管理計画に合わせた対応が必要。
- 柿の木の伐採など誘引物除去を進めるには、地域住民の理解・協力が不可欠であり、地域ぐるみの意識醸成が必要。
- 緊急銃猟ガイドラインでは、ハンターの負担を考慮した必要十分な日当を設定することを推奨していることを踏まえ、クマ対応に係る手当のあり方の検討が必要。
- 有害鳥獣捕獲活動に従事する担い手を確保・養成し、持続可能な捕獲体制の構築が必要。

○具体的連携施策

具体的手段

- 管理計画の策定に合わせて、県内のゾーニングを設定
- 柿の木によるクマ遭遇リスクの周知強化、クマ遭遇AI予測マップの提供などにより、誘引物除去の意識醸成
- 市町村や他県の手当等の情報共有を通じてあり方を検討
- 市町村と連携した新人ハンター養成事業(R⑧県新規事業)の円滑実施、関係団体等への人材確保の働きかけの実施

効果

- ゾーニングにより、優先して対策が必要なエリアを特定し、効果的な対策を実施することができる。
- 誘引物の伐採が進み、クマ等の出没が抑制され、被害減少を図ることができる。
- 負担に応じた手当見直しによるクマの捕獲体制の安定的な維持
- 担い手の確保によって捕獲体制が維持され、有害鳥獣の捕獲強化、クマ出没時の迅速な捕獲等が行える。

◎ R8年度の取組み事項

● ゾーニング設定

- ・次期クマ管理計画等の策定作業に合わせて、県と市町村による「排除エリア」と「管理強化エリア」を設定（線引き）
- ・現在の3つのゾーン区分（①生息保護地域、②保護調整区域、③被害防止地域）をベースに、統一した方法により設定する。

● 誘引物の除去

- ・過去の人身被害の状況を踏まえて、柿の木があることのクマ遭遇リスクを周知し、誘引物除去の意識醸成を図る。
- ・上智大学から提供予定の「クマ遭遇AI予測マップ（※）」を活用することにより、出没リスクが高い地域における柿の木等の誘引物除去を図る。

（※クマが過去に出没した情報や地形情報（森林、河川）、ブナ豊凶調査データをAIで解析し、クマとの遭遇を予測したマップ）

- ・柿の木などの誘引物を除去しない限り、地域におけるクマ被害リスクが常に生じることを念頭に、市町村においても、地域における誘引物除去の経費補助等の広報周知を図る。

● クマの捕獲等の手当に関するあり方の検討

- ・市町村ごとのパトロール手当や捕獲報奨金の設置状況を共有するとともに、近隣県の状況も踏まえてあり方を検討。
- ・特に、緊急銃猟については、ハンターの物理的危険性や心理的負担が大きいことから、望ましい手当のあり方について検討。

● 捕獲担い手の確保・養成

- ・新人ハンター養成事業（R⑧県新規事業）の実施に向け、県と市町村が連携して積極的なPRを行い、将来的に有害鳥獣捕獲活動に従事してもらう担い手の確保・養成を図る。
- ・県や市町村が連携し、関係団体（農業・林業団体、経済団体等）に対して、人材確保の働きかけを実施。

連携事項名 人口減少対応(移住定住施策、関係人口の拡大・深化)

県担当課:企画室(成長戦略課)

ワンチームとやま推進室(中山間地域支援・移住促進課)

○目標(目指す姿)

- 自分らしい暮らし方や多様なチャレンジができる地域づくりを推進し、移住希望者や関係人口から「選ばれる富山県」を目指す。
- 県・市町村が連携して関係人口を継続的に増やし、単なる交流から地域への参画へ発展させることで、地域の担い手不足を補完し、富山県の地域・産業等の持続的発展につなげる。

○現状と課題

現 状

- 本県では人口減少が進んでおり、2060年には人口が60万人台まで減少する見込みである。とりわけ生産年齢人口の割合が低下していることから、地域活動の担い手不足や企業・団体における人手不足が一層深刻化している。
- 県外からの移住者は、2023年度には過去最高の966名、2024年度は能登半島地震の影響もあり、902名となった。移住者の世帯主の年代では、20～40代が全体の7割を占めている。
- 全国的に競争が激化する中、県内に関係人口を継続的に呼び込み、地域への参画へとつなげるための十分な情報を提供するとともに、新たな仕組みづくりが求められている。

課 題

- 移住・定着の促進について、戦略的なPRと適切なマッチングを推進する必要がある。
- 関係人口の受入れについて、受入れ意義の共有と関わりしらの提示が必要である。
同時に、受入れ体制整備、コーディネート人材・組織の育成、地域への参画導線の整備を進めていくことも必要である。
- 関係人口側にとっては、効果的な情報の提供、物理的・心理的な距離を埋めるための費用負担の軽減等が課題。

○具体的連携施策

具体的手段

- 国のふるさと住民登録制度(関係人口プラットフォーム)の活用に向けた取組みを県・市町村で共有
- 地方と関わりを持ちたい都市部在住者や移住検討者が参画する課題解決型プロジェクトや地域交流プログラムの展開
- 地域における関係人口の受入体制の整備・ノウハウの共有
- 地域のコーディネート人材・組織の育成

効 果

- 関係人口の登録・属性・参加履歴を一元管理でき、継続的な情報発信とリピーター化が進む。
- 参加者が地域との接点や役割を得ることにより、継続的な関わり・二地域居住・移住等への移行が促進される。
- 成功事例が蓄積され、県内の他地域への横展開や企業等との連携への拡大につながる。
- 地域のニーズと関係人口の関心・スキルをマッチングし、適切な関わり先につなぐとともに、継続的な関わりへの伴走支援が可能となる。

◎ R8年度の取組み事項

●移住希望者と地域の効果的なマッチング

・とやまマッチングセミナーを通じた連携

●移住者目線による魅力発信

・県の地域おこし協力隊と市町村の隊員が連携した情報発信体制の構築及び隊員の定住支援

●ふるさと住民登録制度を見据えた連携事項の確認

・ふるさと住民登録制度開始に向けた県・市町村の取組みの共有、県と市町村の役割分担の検討、プレミアム登録に係る要件(担い手活動等)整理、サポート施策の検討

●関係人口・移住検討者等呼び込むための事業の実施

・首都圏在住者や県外企業の企業研修参加者が、県内の地域課題解決に関与するプロジェクトを実施(モデル事業)
 ・移住検討者等が地域と深く関わることのできる地域交流プログラムを実施
 ・将来的な移住に向けての支援制度のあり方検討

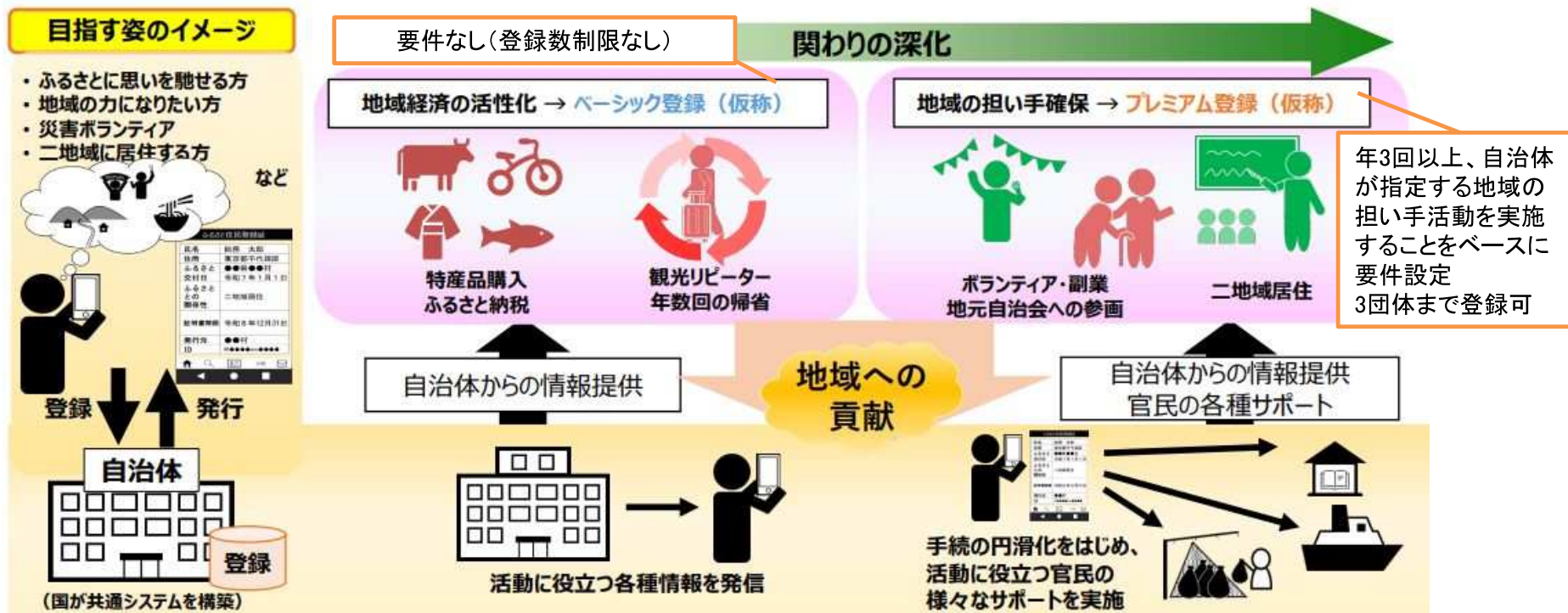
●地域における受入体制の整備

・受入地域を対象とした研修会の開催や、先進的に取り組む地域によるノウハウ共有

●情報発信の促進

・地方と関わりを持ちたい都市部在住者や移住検討者等に向けて「富山で地域の担い手になる」、「富山で暮らす」魅力を県や市町村の既存の取組みと連携した効果的なプロモーションの実施(北陸3県連携イベントや富山くらし・しごとフェア等によるPR、研修会の開催等)

【ふるさと住民登録制度の概要】



連携事項名 災害対応・危機管理体制の連携・強化

県担当課：防災課

○目標(目指す姿)

●能登半島地震災害対応検証の5つの改善の柱を踏まえ、防災人材の育成や民間事業者等との連携を強化するとともに、県、市町村、関係機関がワンチームとなって、迅速に災害対応できる実践的な防災・危機管理体制の構築を推進し、地域防災力の更なる向上を図る。

○現状と課題

現状

- 津波発生時の避難手段は原則徒歩としているが、避難所の8割弱が車で避難したことにより、県内11箇所で渋滞が発生した。
- 避難所の運営や環境整備については、公助だけでは限界があり、自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体、資機材を有する民間団体等との連携が有効。
- 避難所運営職員が不足し、避難者名簿の作成や避難者への情報提供を行えなかった避難所があった。
- 県から市町村への応援職員が不足し、市町村のニーズに十分応えることができなかった。

課題

- 避難行動の課題、地理的特性を踏まえ、平素からの備えを含めた適切な避難行動のあり方についての検討が必要
- 避難所の環境改善や運営体制について、県・市町村・関係機関が連携し、互いの課題を共有し、改善性の方向性を議論することが必要
- 災害時における民間事業者とのさらなる連携促進が必要
- DXを活用した円滑な避難所受付について検討が必要
- 大規模災害時に県と市町村がワンチームで県内外の被災自治体を支援するための実効性のある体制確保が必要

○具体的連携施策

具体的手段

- 地震被害想定・津波シミュレーション調査と並行した、避難行動及び避難生活のあり方検討PTによる協議
- 県と市町村が一体となって実施する研修の開催
- 民間事業者との協定締結や資機材整備支援、訓練参加による平時からの連携体制の構築、地域における取組支援

効果

- 国・県・市町村・関係機関の連携強化
- 災害対応の迅速化・効率化と情報の一元化
- 避難所の生活環境の改善、円滑な運営体制の確保
- 民間・県民参加の災害対応や平素からの備えの促進、防災意識の向上

◎ R8年度の取組み事項

1 <ワンチーム> 国・県・市町村・関係機関の連携強化

- ・「チームとやま」体制に基づく相互応援、県リエゾンの派遣
- ・住家の被害認定調査等の研修会の県・市町村合同の開催
- ・地震被害想定・津波シミュレーション調査の検討
- ・避難行動及び避難生活のあり方検討PTでの継続協議



2 <人づくり> 災害対応力の向上

- ・防災リーダーの育成(防災士の養成研修(市町村推薦枠に加え、学生枠の創設)やスキルアップ研修の充実、自主防災組織の取組みへの支援拡充等)

3 <DX> 災害対応の迅速化・効率化と情報の一元化

- ・避難行動及び避難生活のあり方検討PTにおいて、DXを活用した円滑な避難所運営の検討(総合防災訓練での実証等)



4 <高品質> 避難所の生活環境の改善

- ・TKBS(トイレ、キッチン、ベッド、シャワー)等の環境整備
- ・被災時の生活用水確保に向け市町村の防災井戸整備を支援
- ・県災害ケースマネジメント協議会の活動体制の確保、市町村との連携の強化
- ・避難行動及び避難生活のあり方検討PTでの継続協議



5 <官民連携> 民間・県民参加の災害対応の促進

- ・官民協働事業レビューを踏まえた、避難場所となる民間事業所への資機材整備等の補助
- ・協定締結事業者との連携強化(総合防災訓練への参加等)、民間が運営するネットワークへの参画
- ・民間における災害対応車両の導入支援

資料2

中東情勢緊迫化に伴う富山県への影響

令和8年4月20日 中東情勢等に関する危機管理連絡会議 資料(富山県)

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月17日時点）

【地方創生局】

○市町村に対し、市町村立施設の運営や行財政運営への影響について確認し、影響事例を庁内関係部局と共有

<現時点で把握している主な影響事例>

- ・市町村の庁舎や公共施設において空調等に使用する重油の確保への影響
- ・上下水道に係る管材等の入手が困難となったことに伴う工事の施工遅延
- ・資材高騰に伴う契約変更や入札不調等

●今後の取り組み

【地方創生局】

○中東情勢に伴う影響や課題等について、市町村から随時情報提供を受け付ける体制を構築し、収集した情報を庁内関係部局や国などの関係機関と共有

○4月28日開催予定の「ワンチームとやま」連携推進本部会議にて、中東情勢に伴う影響について、市町村長と情報共有・意見交換

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【交通政策局】

- 交通事業者（バス、タクシー）の状況
 - ・現時点で燃料の供給体制に影響は生じていない。
 - ・県内で路線バスを運行する2社（地鉄、加越能バス）では、従来から取り引きのある卸売事業者から、これまでの実績を踏まえて供給を受けている。

●今後の取り組み

【交通政策局】

- 引き続き、事業者や業界団体から燃料等の調達状況、燃油価格高騰が及ぼす影響について情報収集に努める。
- 経済産業省は、4月9日、石油元売大手に対し、交通などの重要施設向けに、元売から最終需要家への速やかな石油製品の供給を要請。また、最終需要家以外の販売先に対しても、継続的な取引がある場合には、供給継続を要請

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【経営管理部】

《県有施設》

- 重油を使用している県有施設は、総合庁舎2施設のほか出先機関13施設、指定管理者施設9施設ある。
- 用途は施設において様々であり、冷暖房や研究施設の温度管理、焼却炉・溶解炉等で使用している。
- 現状、大きな影響は出ていないが、今後、冷房の稼働時期を迎え、影響が出るおそれがあり注意が必要

●今後の取り組み

【経営管理部】

- 引き続き、各施設の状況と今後の重油の供給状況を見ながら、適切に調達できるよう努める。

各部局で把握している現状と今後の取り組み

【生活環境文化部】

区分	現状	今後の取組み等
価格の調査	<ul style="list-style-type: none"> 毎月9日～15日、米や肉などの食料品やトイレトーパーなどの日用品、計20品目について価格調査を実施（当月下旬に結果公表） → 3月は特に目立った影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、価格調査を実施し、動向を注視（4月分は4月下旬に公表）
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> 美術館・博物館4館、県立文化ホール等6館、計10館のうち、<u>新川文化ホール、教育文化会館、利賀芸術公園、立山博物館の4施設で重油を使用</u> このうち、<u>新川文化ホールと教育文化会館は例年に比べて確保数量が不足しており、当面の必要数量の確保に向けて調整中</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>＜新川文化ホールの状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷房、暖房に重油を使用 利用者に影響のない範囲で暖房運転を一部停止し、重油使用量を節減(R8.4.15現在) </div> <ul style="list-style-type: none"> その他の2施設については、現時点で影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 調達困難な状況が継続する場合、空調運転の調整など、重油使用量を節減して対応
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> 全10施設のうち、重油使用は<u>西部体育センターのみ</u> 同センターでは、<u>スポーツサウナの使用休止(R8.4.15～)</u> その他の9施設については、現時点で影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 重油の供給状況を注視し、安定的な供給の見通しが立ち次第、再開予定
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村施設 砺波広域圏事務組合のごみ処理施設における助燃材(※)の重油の調達が難しくなっており、灯油への変更を検討中 その他の施設については、現時点で影響なし ■民間施設 現時点で影響なし <p style="font-size: small;">(※)焼却炉内の燃焼温度を高温に維持するために補助的に使用する燃料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村等との情報交換を緊密に実施
省エネ	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で国による国民への呼びかけは行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、脱炭素化に向けた県民の省エネ意識の啓発に取り組むほか、国の動向を踏まえて、省エネやエコドライブの呼びかけを実施 とやま省エネ家電購入応援キャンペーン第4弾を実施予定(R8.5～12)

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【厚生部】

1 医療機関

- ・医療物資等について、現時点で供給が滞っている状況ではないが、医療用手袋等、出荷制限のある資材が一部あり、長期的な影響を懸念する声がある。また、燃料について、5月以降の調達に懸念のある病院あり。

【国の動き】

- ・医薬品、医療物資等の確保対策本部設置
- ・製造販売事業者や医療機関からの情報連絡窓口、広域災害救急医療情報システムによる状況把握

●対策・対応状況

【厚生部】

1 医療機関

- ・引き続き医療機関の状況の把握
- ・厚生労働省の連絡窓口にて、随時、必要な情報を提供
- ・重点交付金を活用した物価高騰対策緊急支援の早期執行に努める

- ・国の動きに連動し、広域災害救急医療情報システムを用いた病院等の詳細な状況把握

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【厚生部】

2 福祉施設（高齢、こども、障害）

- ・空調・給湯等には灯油・ガス・電気を使用する施設が多く、現時点で供給に大きな支障はないが、価格高騰や今後の灯油調達に懸念のある施設あり。

また、使い捨て手袋・紙おむつ等の資材について、価格高騰や今後の長期的な調達への影響を懸念する声がある。

3 一般公衆浴場

※物価統制令の規定により入浴料金の価格が統制されているいわゆる「銭湯」のこと

- ・重油等の燃料費が高騰し経営を圧迫している。

●対策・対応状況

【厚生部】

2 福祉施設（高齢、こども、障害）

- ・福祉施設の運営への影響について、引き続き情報収集に努める。
- ・重点交付金を活用した物価高騰対策緊急支援や、国補助によるサービス継続支援の早期執行に努める。

3 一般公衆浴場

- ・一般公衆浴場の運営への影響について、引き続き情報収集に努める。

各部署で把握している現状と対策・対応状況

◎把握している現状（4月15日時点）

【商工労働部】

1 窓口の設置

[地域産業振興室 経営支援課金融担当]

[成長産業推進室 エネルギー政策課]

- 「中東情勢の緊迫化に伴う金融特別相談窓口」を令和8年3月18日に開設し、本日までに6件の相談あり。（うち、燃料油や石油製品の供給に関するもの 6件。）

2 出先機関の状況

[産業技術研究開発センター]

- 昨年度納入実績のある業者に確認したところ、重油が届かないので納入依頼はすべて断っている状況とのこと。

●対策・対応状況

【商工労働部】

[地域産業振興室 経営支援課]

- 必要な支援制度について検討中。
- [成長産業推進室 エネルギー政策課]
- 燃料油、石油製品の供給に関する相談を経済産業省に情報提供。

[産業技術研究開発センター]

- 引き続き業者から重油納入状況について情報収集。

各部局で把握している現状と対策・対応状況

◎把握している現状（4月15日時点）

【商工労働部】

3 企業関係団体のヒアリング・対応等

[地域産業振興室 経営支援課]

- 商工団体(商工会議所・商工会・中小企業団体中央会)からのヒアリング結果

・相談窓口を設置

価格高騰、調達難、資金繰りに係る相談 4件

・窓口以外に寄せられている声

(各商工会議所)

建設：資材調達難

運送：燃料高が死活問題

製造：(サッシ用)樹脂の予約分以外の調達が
今後は不透明、関連企業への波及も懸念

宿泊：重油ボイラーを使用し影響大

(中央会)

繊維：燃料・原材料費の値上がりが続き、さらに
厳しい状態。中東向け輸出が止まり、新規
受注も停滞し始めている

印刷：石油依存度が高く、値上がりが進むことは
間違いなく、企業努力を超えている

卸売：シンナー等の供給が急激に減少

受注しても作れない、納品できないと
いう不安が業界に蔓延

●対策・対応状況

【商工労働部】

[地域産業振興室 経営支援課]

- 必要な支援制度について検討中。
- 商工団体からのヒアリングを継続。

各部局で把握している現状と対策・対応状況

◎把握している現状（4月15日時点）

【商工労働部】

[成長産業推進室 物流通商担当]

- 富山県トラック協会・全日本トラック協会が県内荷主に向け、燃料価格高騰をふまえた価格決定への配慮を依頼する文書発出（R8.3）

●対策・対応状況

【商工労働部】

[成長産業推進室 物流通商担当]

（参考：関連するR8予算について）

- 運輸事業振興助成交付金(R8予算:2億4千万円)
- 環境対応車(ハイブリッド車等)導入への助成
- アイドリングストップ支援機器導入への助成
- 低燃費タイヤ導入への助成
タイヤ1本あたり2千円(上限500本)
- 低燃費タイヤ導入費補助金(R8(繰越):1千5百万円)
- 低燃費タイヤ導入による燃費改善を通じた輸送コストの抑制 タイヤ1本あたり3千円(上限5,000本)
- 富山県トラック協会に対して今後の対応・県への要望等ヒアリング中(R8.4.15現在)

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【農林水産部】

分野・区分		供給不足の有無	備考
農業	燃油（施設園芸）	なし	厳寒期ではないため支障は出ていないが、春作業時期の燃油価格高騰を懸念
	肥料	なし	R2基準で1.44倍の価格（R8.2時点）
	飼料	なし	R2基準で1.38～1.45倍の価格（R8.2時点）
	資材	一部あり	野菜のFG袋が供給不足
	機械施設	なし	施設の本格的な稼働時期の燃油価格高騰を懸念
	土地改良施設	なし	梅雨時期を通しての燃料を確保しているが、今後の燃油価格高騰を懸念
林業		一部あり	住宅建材や林業用資材の不足・高騰による木材生産・流通の停滞を懸念
漁業	燃油	なし	今後の供給への不安、価格上昇に懸念
	資材	一部あり	船の塗料や樹脂系資材が供給不足
輸出		なし	中東向け商品の滞留、物流コストの高騰を懸念

●対策・対応状況

【農林水産部】

○「中東情勢の緊迫化に伴う農林漁業者向け金融特別相談窓口」の設置【R8.3.23】

○（株）日本政策金融公庫「農林漁業セーフティネット資金」の利用案内【R8.3.23】
原油価格上昇等の影響により経営の維持・安定が困難となった農林漁業者については、（株）日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」の利用が可能な場合あり

○農林水産部発注工事の対応

- ①中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について（通知）
適正な請負代金・工期の設定、スライド条項の適切な運用等を周知
- ②余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いの試行を開始
余裕期間制度を活用する場合には、工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛に基づく請負代金額での変更を可能とした

【参考】中東情勢緊迫化以前から実施

○物価高騰対策緊急支援【R7補正、R8当初】

エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援

○施設園芸セーフティネット構築事業（国）

施設園芸の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付

○漁業経営セーフティネット構築事業（国）

燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料価格が上昇した場合に補填金を交付

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【土木部】

※関係団体、施工業者等への聞き取りによる

○ 資材価格の上昇（対3月比）

アスファルト合材	約20%上昇
A重油	約50%上昇
シンナー	約70%上昇

○ 出荷制限や入手しづらい資材

- ・ 塩ビ管、ポリエチレン管
- ・ 塗料、塗料用シンナー
- ・ 防水材、養生材、保温材
- ・ 区画線用プライマー
- ・ ウレタン舗装材
- ・ A重油

●対策・対応状況

【土木部】

※県発注工事における対応

○ 土木センター等に対し適正な請負代金や工期の設定等を指示

- ① 発注時には最新単価の使用等
- ② 契約変更など適切な対応
（スライド条項による変更等）

③ 資材等の入手困難で納期が遅れる場合は、工期延長等

○ 資材価格や入手状況の把握

○ 工事発注時期の調整

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【企業局】

・水道用水・工業用水の供給に必要な浄水用の薬剤や水質検査用の試薬について、現時点で入手に支障は生じていないが、原油の調達難が長期化した場合には、影響がある懸念がある。

なお、長期備蓄が可能なものは確保済み。

●対策・対応状況

【企業局】

・必要な薬剤の入手に係る市場動向について注視しつつ、長期備蓄できない薬剤についてはメーカー等に優先供給を要請するなど、必要量の確保に努めている。

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【教育委員会】

- 重油を使用している県立学校は17校。
- 主に暖房用として秋冬に購入している。
（一部の学校では、厨房等の給湯用に使用）
- 春夏の利用は少なく、現状、大きな影響は出ていない。

●今後の取り組み

【教育委員会】

- 引き続き、各施設の状況や今後の重油の供給状況を見ながら、必要な対策を検討する。

各部局で把握している現状と今後の取り組み

◎把握している現状（4月15日時点）

【観光推進局】

- 一部の宿泊施設で、重油の仕入れが不透明な状況にあり、今後の燃料不足や燃油価格高騰を懸念。
- 訪日外国人旅行者数は、現時点で中東情勢による特段の影響はみられない。

●今後の取り組み

【観光推進局】

- 事業者説明会（4/20）の場で、金融特別相談窓口や融資制度等を周知する。
- 引き続き情報収集に努め、状況を注視する。

【知事政策局】

- 県HP、SNS等の各種広報媒体（県公式X・LINE）を活用し、事業者や県民に対して適切に情報提供。

中東情勢の緊迫化による企業活動への 影響に関する調査

2026年4月28日(火)

商工労働部

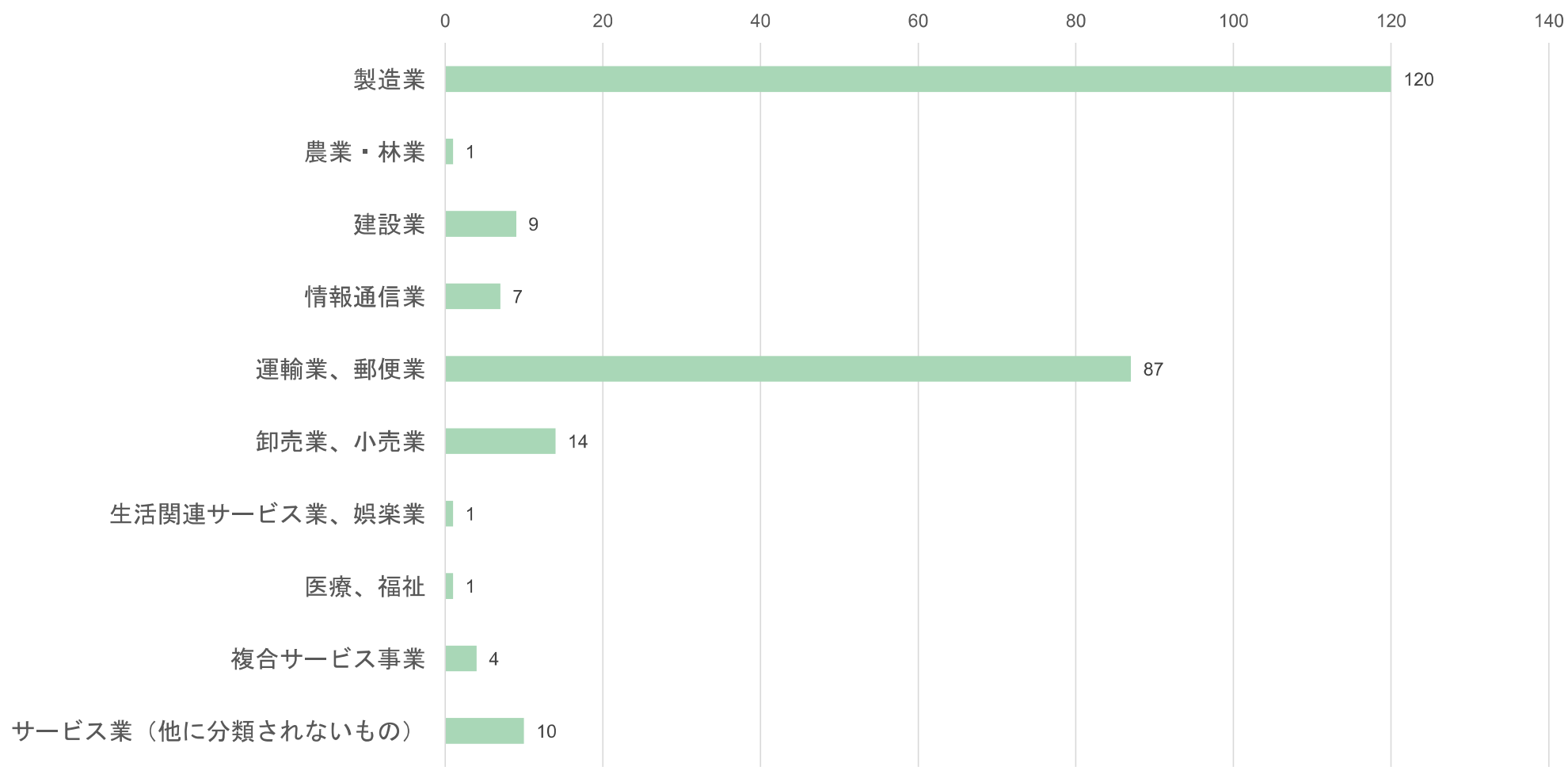
1. 調査実施概要

調査対象	県内企業1,311社（富山県機電工業会、富山県アルミ産業協会、富山県繊維協会、富山県プラスチック工業会、富山県情報産業協会、富山県薬業連合協会、富山県トラック協会、富山県バス協会の加盟企業）
調査方法	アンケートフォームからの入力・送信 （上記産業団体に対し、加盟企業に回答いただくよう依頼）
調査内容	中東情勢の緊迫化による影響 等
調査期間	2026年3月30日(月)～4月13日(月)
回答企業数	254社（回収率19.4%）

2. 回答企業概要①

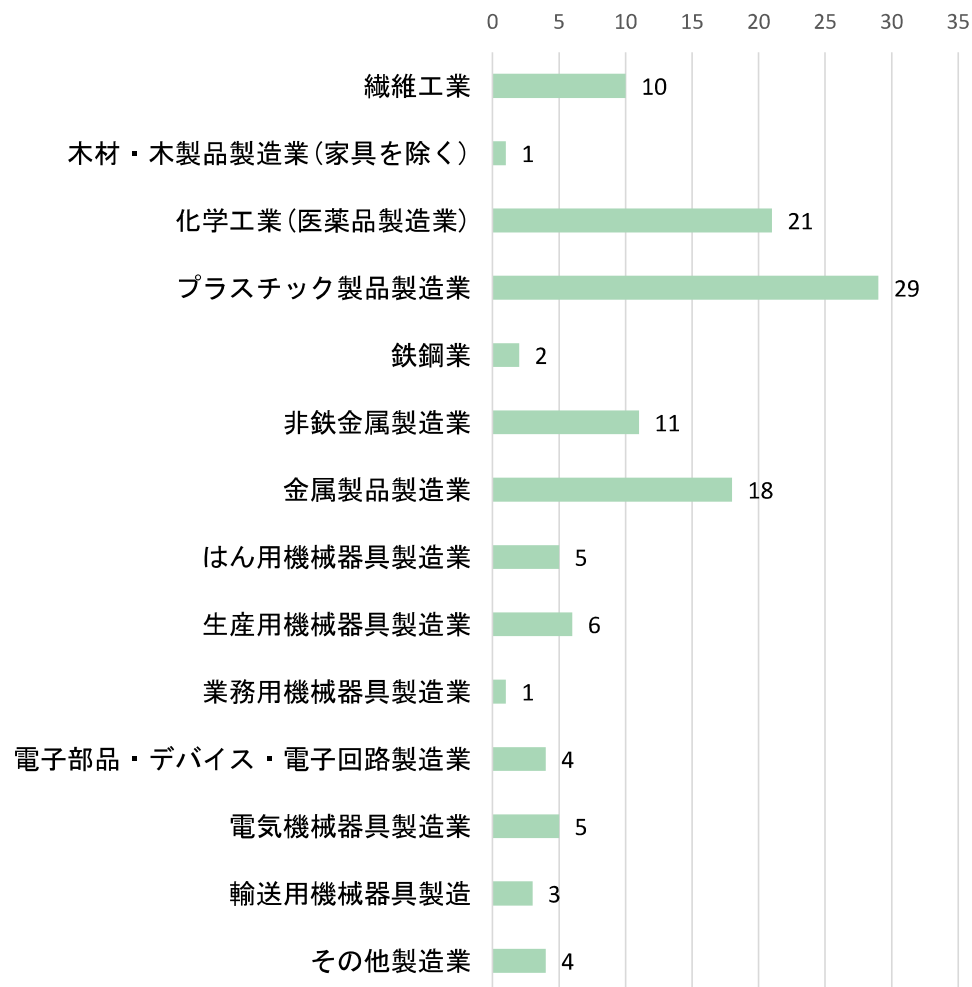
回答企業数 254社（回収率19.4%）

回答企業の業種

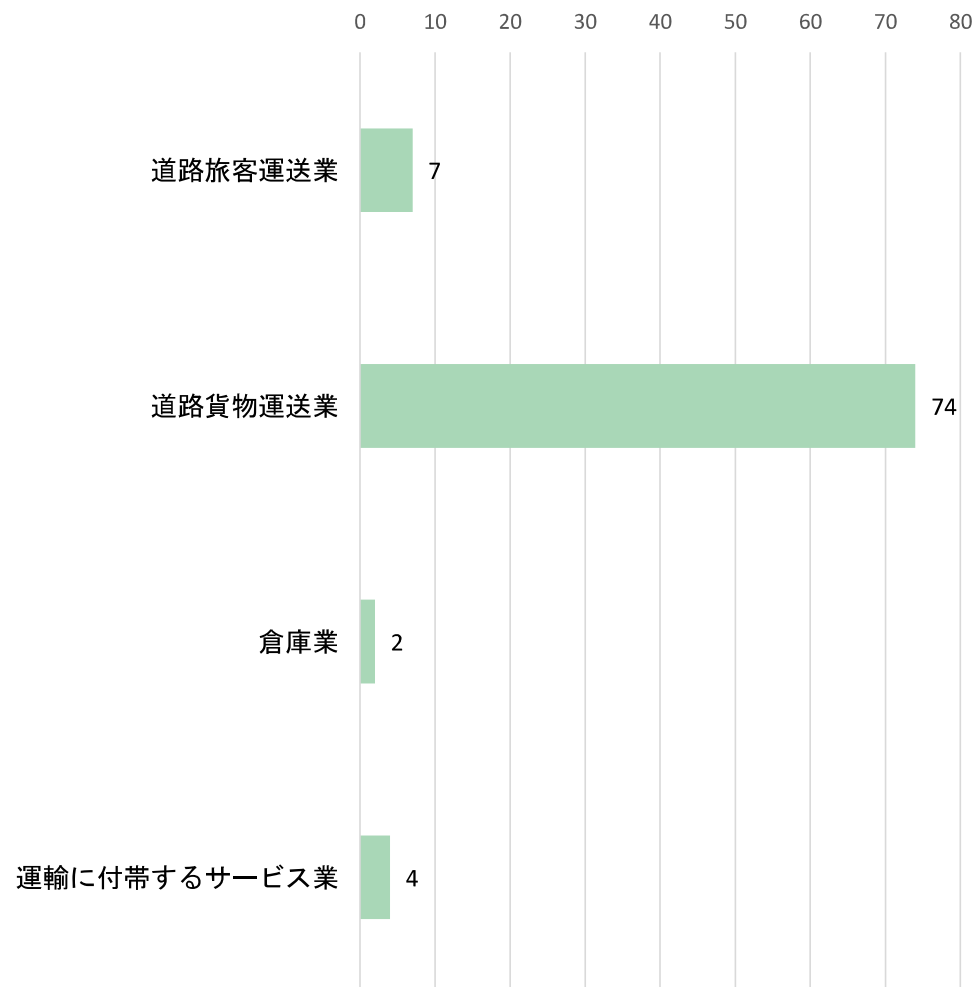


2. 回答企業概要②

製造業の内訳(120社)



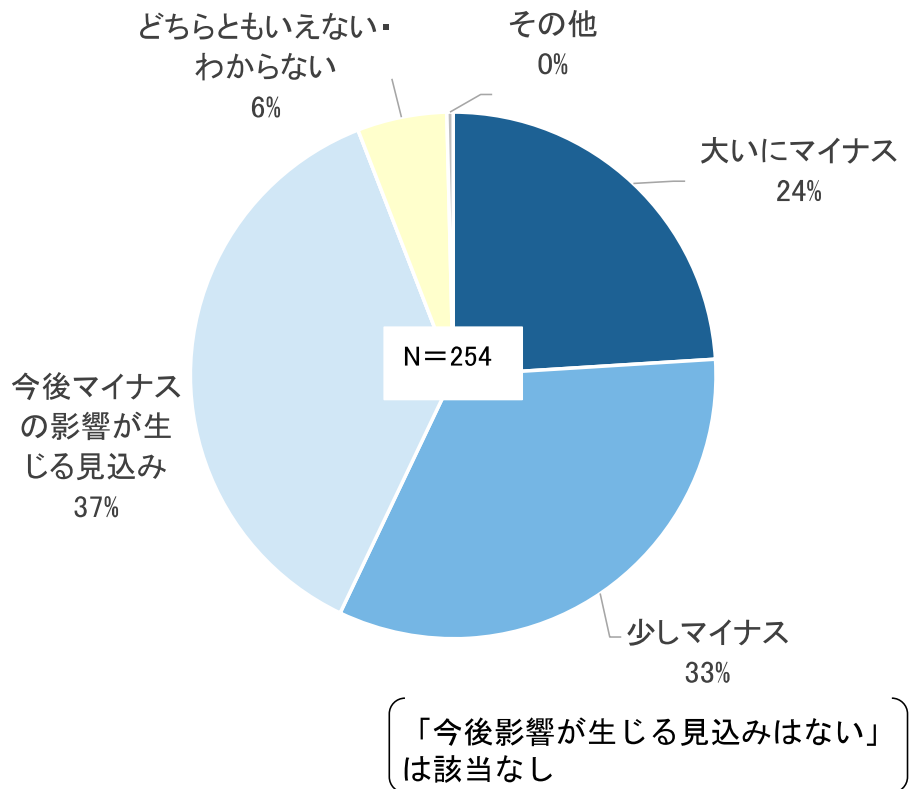
運輸業、郵便業の内訳(87社)



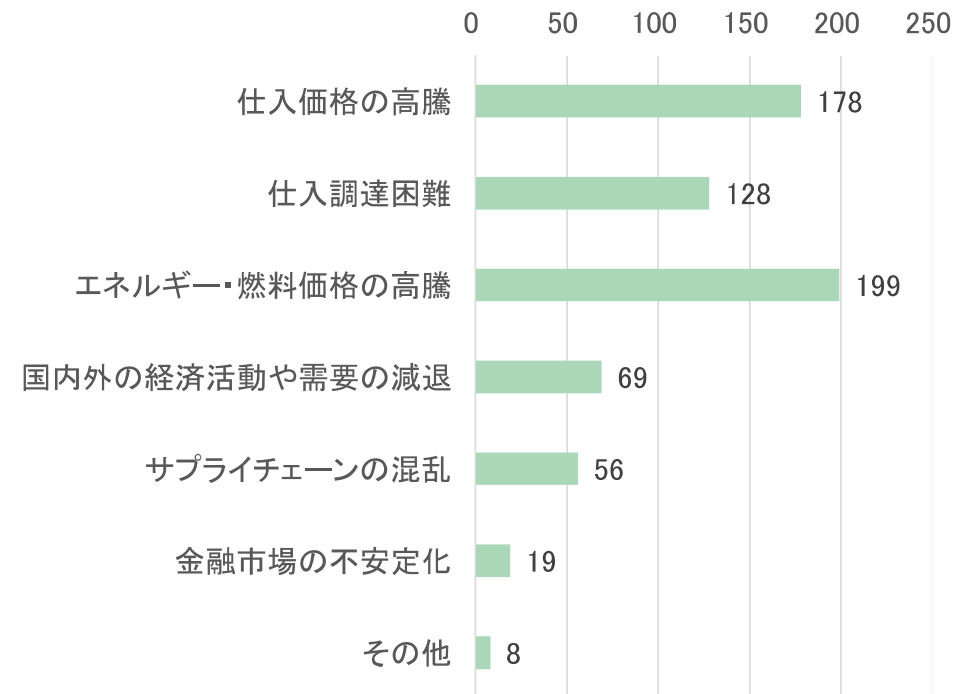
3. 調査結果概要①

【中東情勢緊迫化による企業活動への影響(全体)】

中東情勢の緊迫化について、
企業活動へもたらす影響



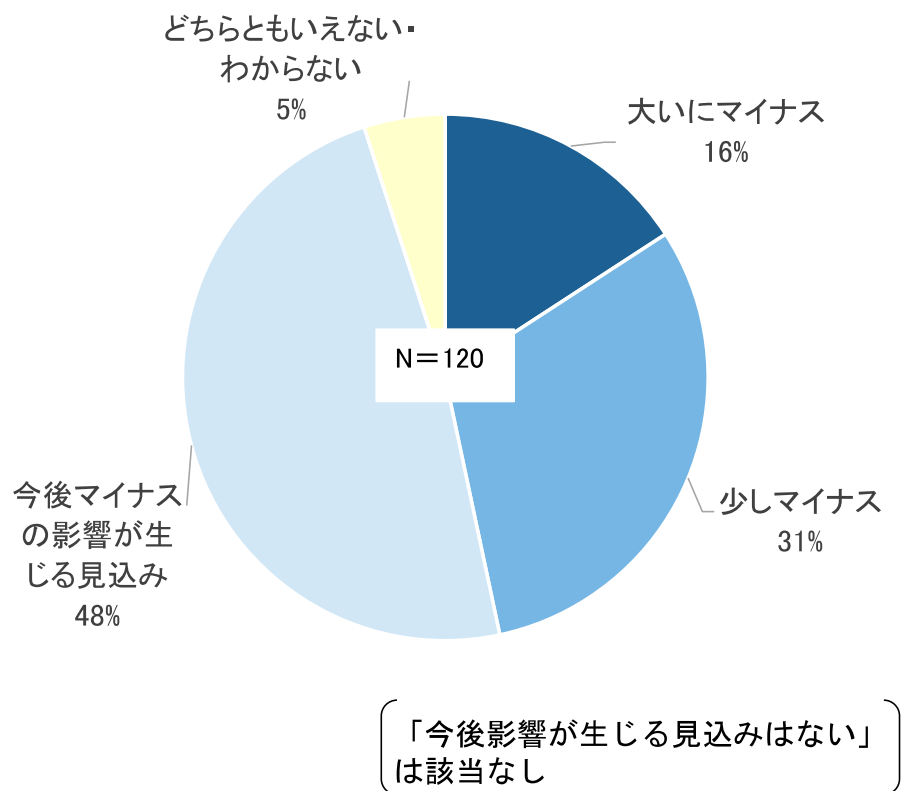
「マイナスの影響が生じている」、「今後マイナスの影響が生じる見込み」を選択した場合、その影響について当てはまる項目(複数回答可)



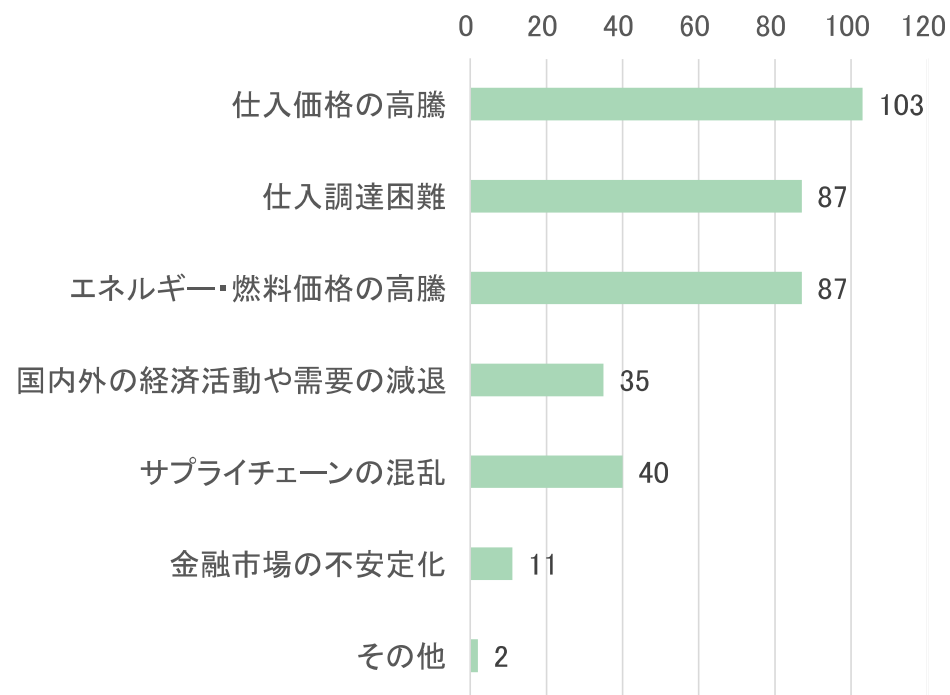
3. 調査結果概要②

【中東情勢緊迫化による企業活動への影響(製造業)】

中東情勢の緊迫化について、
企業活動へもたらす影響



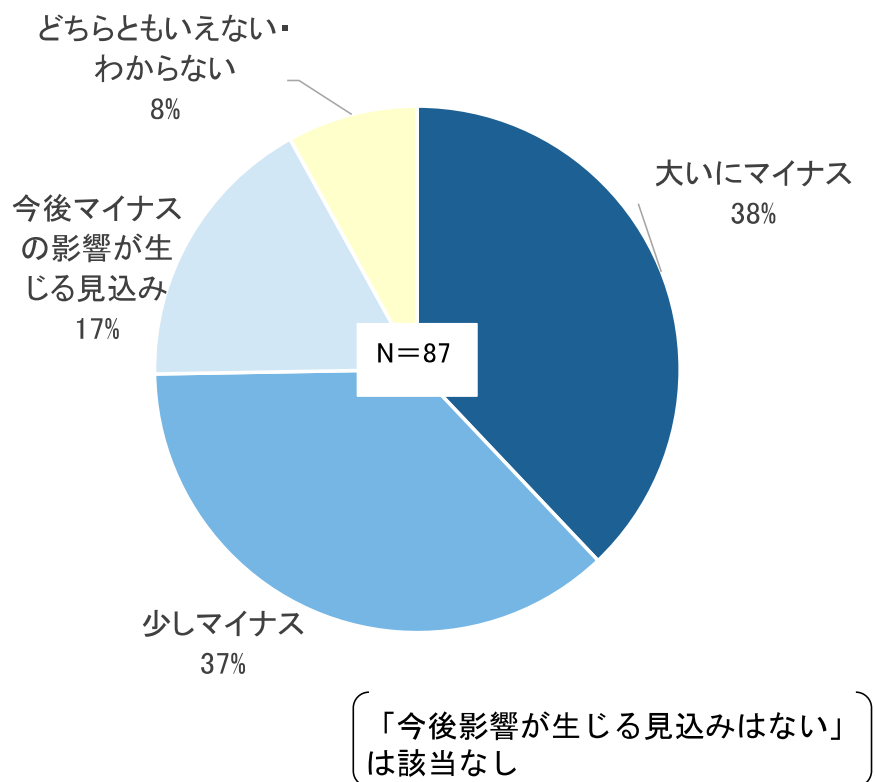
「マイナスの影響が生じている」、「今後マイナスの影響が生じる見込み」を選択した場合、その影響について当てはまる項目(複数回答可)



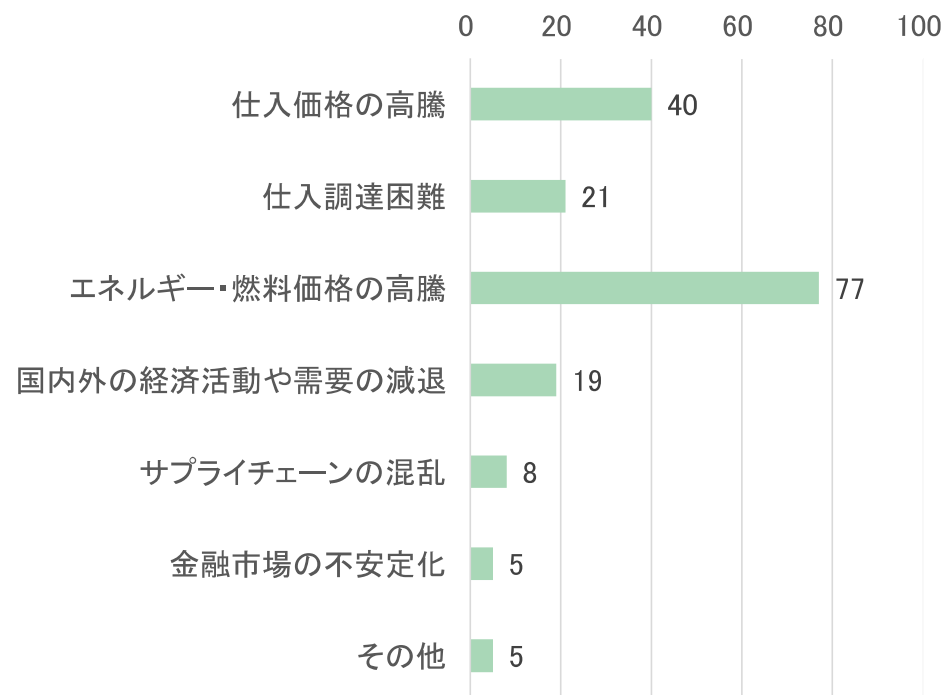
3. 調査結果概要③

【中東情勢緊迫化による企業活動への影響(運輸業、郵便業)】

中東情勢の緊迫化について、
企業活動へもたらす影響

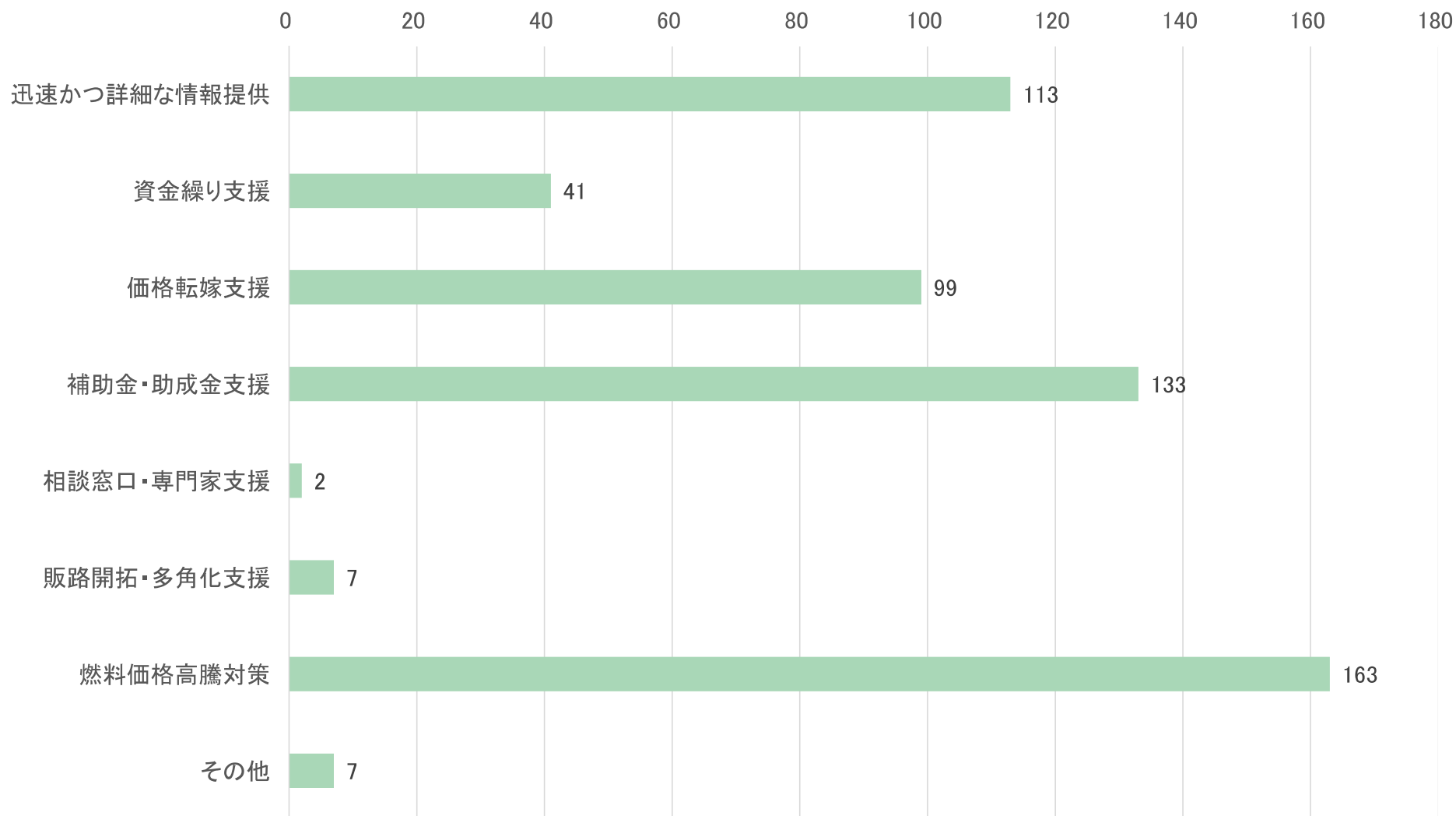


「マイナスの影響が生じている」、「今後マイ
ナスの影響が生じる見込み」を選択した場
合、その影響について当てはまる項目
(複数回答可)



3. 調査結果概要④

【中東情勢緊迫化を踏まえた、国や県に求める支援策】



4. 具体的な影響内容

- 石油由来の仕入製品入手困難、価格高騰(非鉄金属製造業)
- 消費者の負担増に伴う消費控えによる製品受注の減少(金属製品製造業)
- 取引先から原材料の値上げ要請多数(化学工業(医薬品製造業))
- 貴金属の相場が乱高下するため需要が読めない(その他の製造業)
- 車両燃料の社内確保(インタンクへの供給)が困難(道路貨物運送業)
- 調達金利の上昇による利払負担増加(道路貨物運送業)
- IT投資の抑制や機器調達の遅れが考えられる(情報通信業)
- 短期間での燃料単価変動により、予算立てに影響出ている(サービス業)

5. 影響の有無について、「どちらともいえない・わからない」とした理由

- 曖昧な情報しか入ってきていない(化学工業(医薬品製造業))
- 影響の有無について精査中(道路旅客運送業)
- 科学機器又は科学機器に使用されている部品が影響を受けるのは少し先になるため(卸売業、小売業)
- 仕入れの状況も変化しており見通しがわからない(金属製品製造業)
- 現時点では影響は生じていないが、長引けば生じる可能性もないとは言い切れない(道路貨物運送業)

6. 企業で実施している・今後実施予定の取り組み

- 価格転嫁の推進(化学工業(医薬品製造業) 他)
- 小ロット生産設備の導入(非鉄金属製造業)
- 生産スケジュールや原料運用方法の見直し(化学工業(医薬品製造業))
- サプライチェーンの複線化(化学工業(医薬品製造業) 他)
- 燃料サーチャージの導入検討(道路貨物運送業)
- 配車効率化のため納入先の時間指定解除(道路貨物運送業)
- AI導入による省人力化の推進(情報通信業)
- 顧客への影響説明(電気機械器具製造業)

7. 国や県に求める支援策・要望

- 医薬品は製品の特性上価格転嫁が難しいため、補助金等での支援をお願いしたい。また、必要な原材料等の医薬品業界への優先供給の支援をお願いしたい。(化学工業(医薬品製造業))
- 政府にナフサの十分な供給促進を依頼してほしい。補助金制度による、樹脂材料の価格安定を期待。(プラスチック製品製造業)
- 石油系(燃料、材料)が入手出来ないと、活動停止をせざるを得ない。早期の資金繰り対策を希望。(非鉄金属製造業)
- 他国からの代替え輸入促進等に期待。(電子部品・デバイス・電子回路製造業)
- 公共事業における燃料サーチャージの必須化を国・県から市町村へ働きかけてほしい。(サービス業)
- 不要な買い込みをしないように対応頂きたい。(化学工業(医薬品製造業))

(参考1) 国における対応状況

出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第4回）
経済産業省提出資料

- 3月26日、赤澤経済産業大臣が、石油連盟、全国石油商業組合連合会、石油化学工業協会、日本貿易会の代表者と会談した際に、自社の系列かどうかを問わず、新規の取引先も含め、安定供給を行うよう要請
- 3月30日付けで、経済産業省から石油関連製品事業者に対し、ナフサをはじめとする石油関連製品について、医療用途等のサプライチェーンに留意しつつ、安定供給を実施するよう要請
- 4月3日付けで、経済産業省から溶剤等関係事業者に対し、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等について、医療をはじめ国民生活に支障が生じることがないように配慮し、安定供給を実施するよう要請
- 4月8日付けで、国土交通省から建設業者団体に対し、建設資材の溶剤等の安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼
- 4月9日付けで、資源エネルギー庁から石油元売会社に対し、重要物資タスクフォースの要請に基づき、①重要施設と認められた最終需要家に対し、直接販売すること、②普段契約している燃料販売店から必要量が確保できない場合、前年同月比同量を基本として販売するよう要請
- 4月9日付けで、資源エネルギー庁から大手卸売事業者に対し、上記の要請の趣旨も踏まえ、可能な限り前年同月比同量として供給するよう要請

(参考2)石油流通円滑化対策の強化

出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第4回）
経済産業省提出資料

石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。
 - ①政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。
 - ②元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

①直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家

②流通段階の対策強化

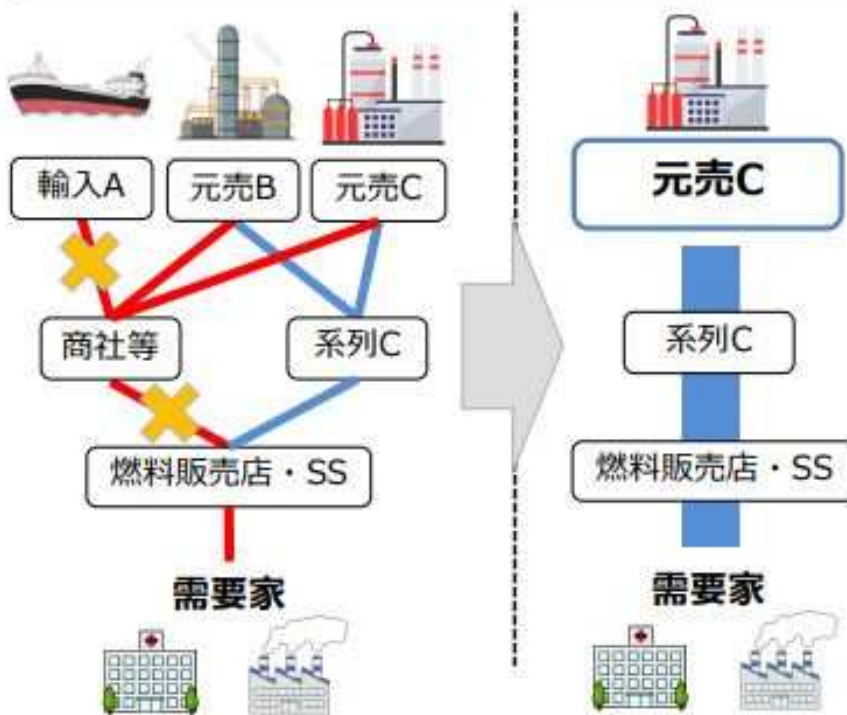
- 前年同月比で同量の販売が基本

(参考3)直販スキームの狙いと効果

出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第4回）
経済産業省提出資料

直販スキームの狙いと効果

- ・燃料供給要請に対しては、販売ルートを個別に辿り、供給元の石油元売会社を特定した上で、必要な量の燃料供給を求めている。他方、調達関係が多段階におよび、供給元の特定・把握が困難なケースも存在。
- ・直販スキームを活用し、需要家ごとに1つの石油元売会社が一括供給することで、要請への迅速な対応・供給が可能となった。



事例①：環境・衛生関係

中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について供給不安
→従来の商社等からの供給ではなく、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

事例②：農業関係

大規模な農村地域における唯一のSSにおいて、農業機械用のガソリン・軽油について供給不安
→従来の商社等からの供給が減少した分につき、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

事例③：製茶業関係

九州地方の茶製造に必要なA重油の供給不安
→従来の商社等からの供給が減少した分につき、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

(参考4) 目詰まり対応の仕組み(中部経済産業局)

中部経済産業局 中東情勢関連対策ポータルサイト

- ▼ (1) 「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付
- ▼ (2) 中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談
- ▼ (3) <参考> 各省庁における相談窓口 (中部地域)

(1) 「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付

中部経済産業局では、今般の中東情勢の影響を受ける燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供の受け付けを開始します。

1. 情報提供の受付先

情報提供の連絡先 (メールアドレス)

bzl-chb-shiekan@meti.go.jp

※ 「スパムメール対策のため、@を■に変えてあります。メールを送信するときは、■を@に戻してから送信してください。

2. 情報提供いただく内容

燃料油の場合

燃料油についてであること、販売事業者名、契約状況 (油種、数量、価格、契約期間等)、今後の調達見込みなど

石油由来の化学品・製品等の場合

石油由来の化学品・製品等についてであること、供給先元、対象物質、今後の調達見込みなど

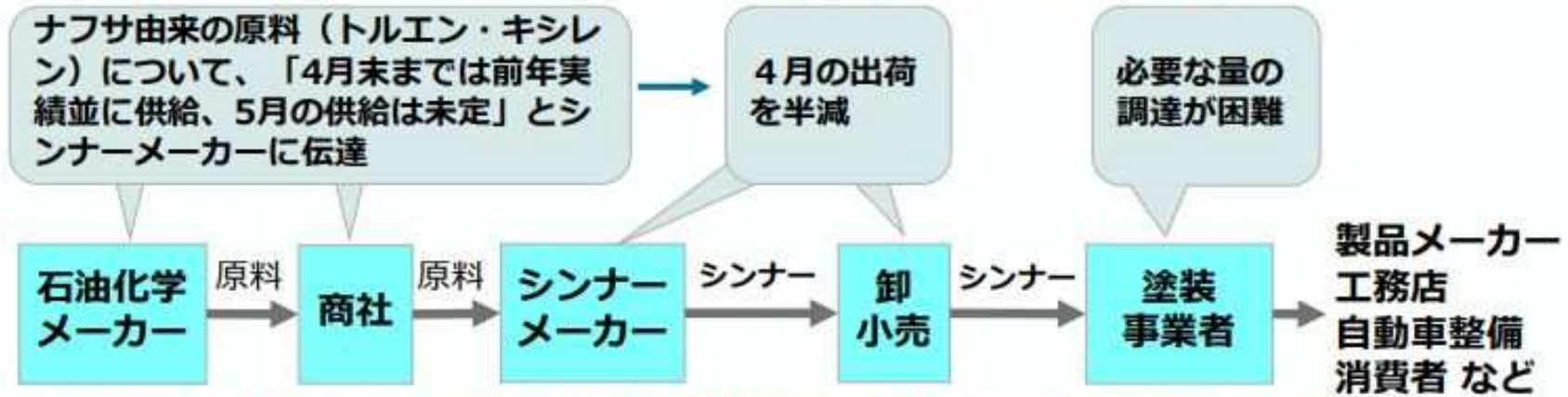
3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、経済産業省本省及び関係機関とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただく場合があります。

(参考5) 目詰まり対応例(シンナー)

出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第4回）
経済産業省提出資料

シンナーのサプライチェーン（国内有力メーカーの例）



- ➡ サプライチェーン間で原料の供給見通しを共有することで解消済み。
- ➡ この事例のようにシンナーの供給量を回復するため以下の要請を実施。

<経済産業省からシンナー等関係事業者に対する要請(4月13日) (抜粋)>

川上側の石油化学企業において、シンナー原料となるトルエンやキシレンについて、国内向け供給は前年実績並に継続されている状況にあります。

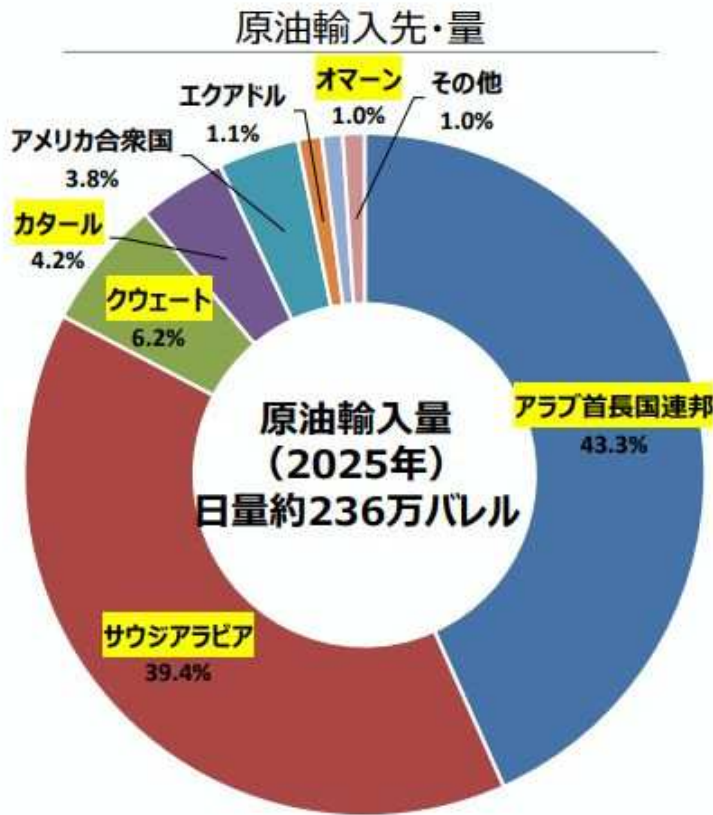
原料調達に課題が生じている場合には、それ自体を理由に即座に生産を抑制するのではなく、速やかに経済産業省又は関係事業者に相談頂くようお願いいたします。

個別具体的な調査の上、当該シンナー製造事業者に対して原料が確実に行き届くよう、サプライチェーン上の調整を行っていきます。

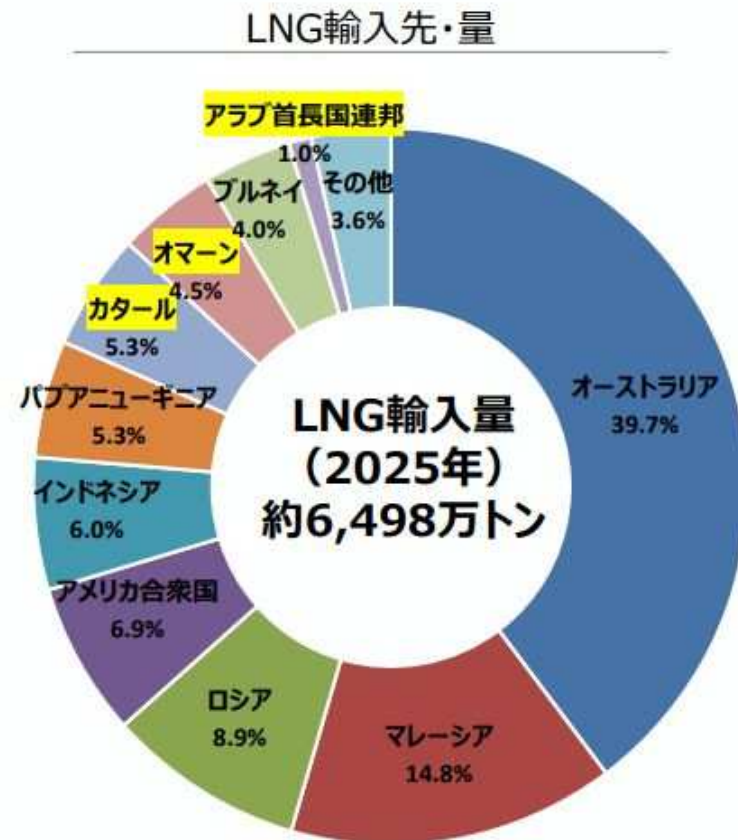
(参考6) 日本の化石燃料の輸入先

出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第1回）
経済産業省提出資料

- 化石燃料のほぼ全量を海外から輸入。原油は中東依存度が9割超。
- LNGは原油に比べ調達先の多角化が進んでおり、中東依存度は約1割。



中東依存度 : 94.0%
ホルムズ依存度 : 93.0%



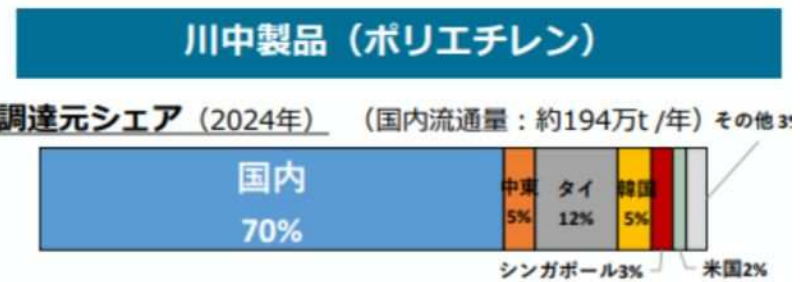
中東依存度 : 10.8%
ホルムズ依存度 : 6.3%

出典：財務省貿易統計

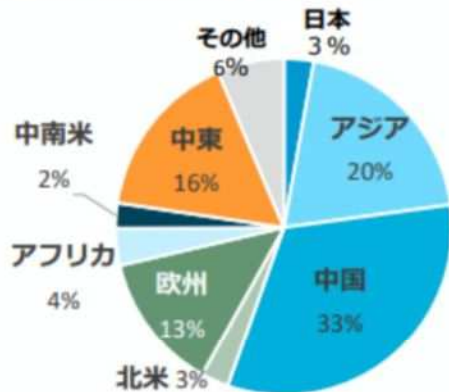
(参考7) ナフサ・化学製品の世界市場、代替調達先

出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第3回）
経済産業省提出資料

- 日本のナフサの調達先は、中東4割・国産4割・その他地域2割である一方、世界生産に占める中東の割合は2割以下。米国や中南米等からの代替調達を加速。
- ナフサ由来の主な川中製品（ナフサから作られる中間段階の化学製品）で、プラスチックの原料となるポリエチレンは、国内生産割合が7割超だが、世界から新たな調達を強化。

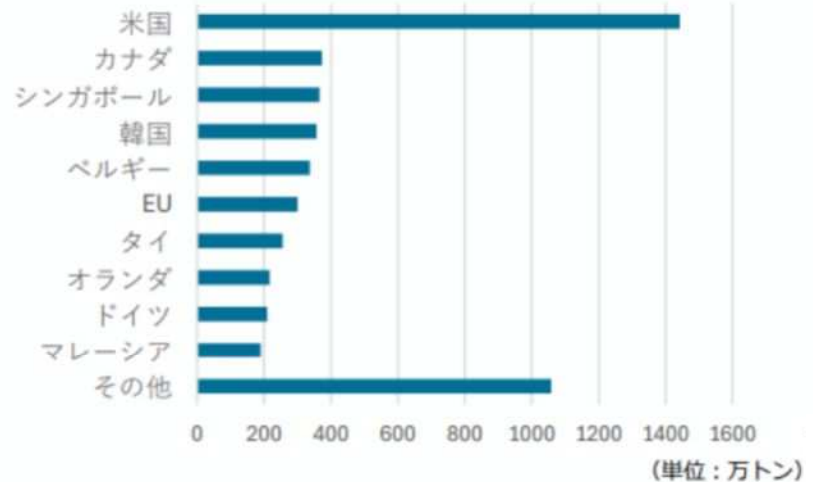


世界生産シェア（2023年）
世界生産：約3.3億t（約4.9億kl）



代替調達として、米国・中南米等からの輸入量を倍増
(約90万kl/月相当)

ポリエチレンの世界の輸出国（2024年）

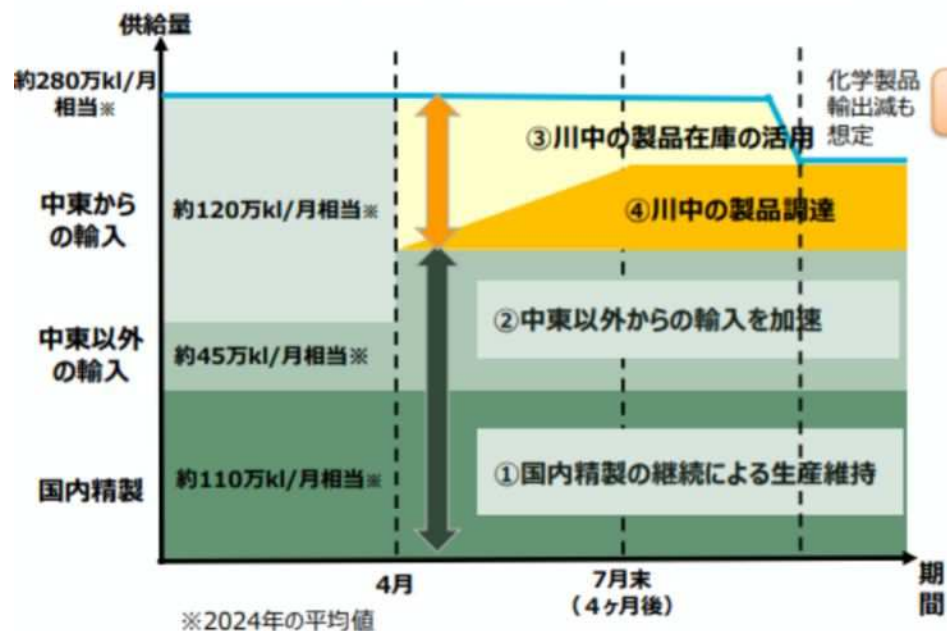


(参考8) ナフサ由来の化学製品の需給見通し

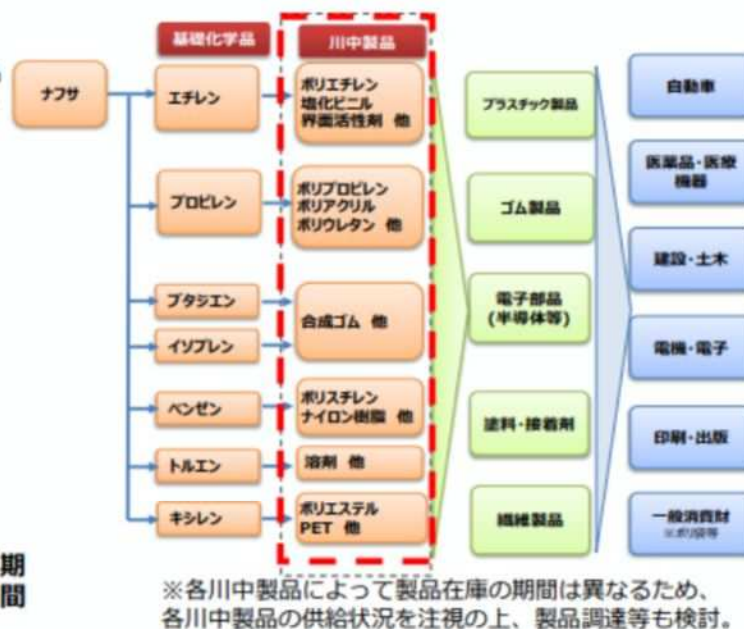
出典：中東情勢に関する関係閣僚会議（第3回）
経済産業省提出資料

- 既に調達済みの輸入ナフサと国内での精製との2ヶ月分と、川中製品の在庫2ヶ月分（ナフサ精製が仮にゼロであっても需要を満たす供給ができる期間）で、少なくとも国内需要4ヶ月分を確保。
- 足下では、①原料のナフサの国内精製の継続（約110万kl/月相当）に加え、②中東以外からの輸入を加速（約45→90万kl/月）。これにより、③川中製品在庫（2ヶ月分）の取り崩し量は減り、在庫を活用できる期間を半年以上に延伸。
- さらに、④川中製品について、世界から新たな調達を強化。

化学製品の供給見通し（ナフサ相当ベース）



川中の製品在庫（2ヶ月分）



多文化共生に関する条例骨子案及びプラン骨子案について

- 人口減少・少子高齢化を背景に労働力不足が深刻化するなか、外国人住民・労働者の増加など社会情勢が変化
- 国籍や民族等に関わらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりに向け、新たな条例及びプランの制定に向けた検討を進めており、第3回有識者検討会において条例骨子案及びプラン骨子案について協議

【検討の経緯】

令和6年12月

～令和7年3月 アンケート調査（日本人住民、外国人住民、企業）

令和7年3月26日 第1回富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会

（条例制定・プラン改訂の背景、外国人住民の現状 等）

5～8月 ヒアリング調査

（外国人集住地区の自治会、外国人コミュニティ、県内企業、日本語学校等教育機関、外国人支援団体、保育施設、小中学校・高校、医療機関 等）

12月3日 第2回有識者検討会（ヒアリング調査結果、国の動き、条例・プランの方向性 等）

（令和8年1月23日 国「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」策定）

4月22日 第3回有識者検討会（条例骨子案・プラン骨子案 等）

（※市町村担当課等に対しては、担当者会議等を通じて随時対応状況や検討内容について共有・意見交換）

⇒ 今後、関係機関等と協議を行うとともに、県民への説明・意見交換等を予定

令和8年4月22日
第3回有識者検討会 資料

「在留外国人との共生社会を実現するための条例(仮称)」 骨子案

条例 骨子案 1/2

● 条例制定の必要性（前文） ※総合計画とも整合

・ 富山県を取り巻く環境変化

人口減少・少子高齢化の進行する中、人口減少を緩和する取組とともに、将来の人口構造を踏まえた社会づくりが希求
人口構造の変化に対応し、地域の活力を維持・向上させていくためには、多様な人々がその能力を発揮し、活躍できる環境づくりが必要。多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会や、様々な担い手の参画や連携・協働を通じて、誰もが活躍でき、共に支え合う社会の形成が希求

・ 外国人受入れに係る国の対応

労働力不足が深刻化する中、我が国として専門的・技術的分野での外国人材の育成・確保が必要になっている。
→ 国においても、外国人の受入れが健全な労働市場の形成、安全・安心な社会の実現に向けた取組などに与える影響を十分に考慮しつつ受入れを行うこととされており、外国人の受入環境の整備などが進められている。

・ 多文化共生の意義

このように、社会情勢が変化する中で、外国人材の受入れ・定着は、地域経済の活力の維持・発展のための選択肢の一つ。また、外国人は地域社会で共に暮らす住民・生活者。人口減少・少子高齢化が進む中、共に支え合う地域社会を築くことが一層重要

・ 豊かで幸せな暮らしと持続的かつ健全な発展に向かって

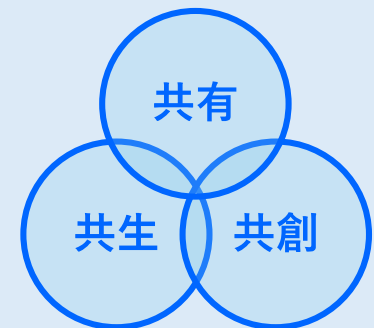
これまでの様々な主体による多文化共生の取組の基盤、国際交流・国際協力の土壌。互いに連携・協働しながら、誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、**国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の富山県**を目指し、条例を制定

● 目的

- ・ **国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくり**を推進し、もって県民一人ひとりの豊かで幸せな暮らしと本県の社会・経済の持続的かつ健全な発展に寄与

● 定義

- ・ 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくとともに、多様性を活かしつつ、活力ある地域社会を形成していくこと



条例 骨子案 2/2

● 基本理念

- ・国籍や民族等にかかわらず、等しくその人権を尊重されることを基本として行われなければならない。
- ・国際的な協調の下での人権保障の取組に留意して行われなければならない。
- ・持続可能な社会の形成を図ることを旨として行われなければならない。

(主体ごとの責務・役割)

- 県 (責務) 基本理念にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び民間団体等と連携・協働し、多文化共生の推進に関する施策を総合的に実施する責務を有する。
- 市町村 (責務) 基本理念にのっとり、県、県民、事業者及び民間団体等とも連携・協働し、地域の実情に応じた多文化共生の推進に関する施策を講ずるものとする。
- 県民 (役割) ・基本理念にのっとり、文化的なちがい並びに日本及び地域の社会規範及び慣習を尊重するとともに 多文化共生の推進に努めるものとする。
・多文化共生に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 事業者・民間団体等 (役割) 自らの活動における多文化共生の推進とともに、多文化共生に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 連携・協働
 - ・県は、多文化共生を推進するため、国、市町村、県民、事業者及び民間団体等の連携・協働に関する調整に努めるものとする。
 - ・県は、市町村が行う多文化共生施策並びに県民、事業者及び民間団体等が行う活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。
 - ・市町村、県民、事業者及び民間団体等は、県による調整に協力するとともに、相互の連携・協働に努めるものとする。

● 基本計画

知事は、多文化共生に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画を策定するものとする。

(基本的施策)

- 相互理解の促進 県は、誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、地域や職場における相互理解の促進に努めるものとする。
- 教育・生活支援 県は、誰もが必要な日本語教育、社会教育、学校教育及び生活支援等を受け、地域社会において円滑に生活できるよう、その環境整備に努めるものとする。
- 人材の活躍支援 県は、誰もが自らの能力を発揮し活躍できるよう、地域や職場での人材活躍の支援に努めるものとする。
- 推進体制の整備 県は、多文化共生を推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- 財政上の措置等 県は、多文化共生の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。⁴

「多文化共生に関するプラン(仮称)」 骨子案

プラン 骨子案 概要

○ 策定の趣旨

- ・ 本県における外国人県民・労働者の増加、国における「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の策定、育成就労制度の創設など外国人県民を取り巻く社会情勢が変化
- ・ こうした社会情勢の変化に対応し、条例において目指す国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりを推進するため、「多文化共生に関するプラン（仮称）」を策定

○ 位置付け

「在留外国人との共生社会を実現するための条例（仮称）」に定める基本計画（「富山県総合計画-幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～を目指して」とも整合性を図る）

○ 計画期間

概ね5年間（今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向などに応じて、適宜見直し）

○ 施策の方向性（3つの柱）

柱1 【共有】 地域や職場における相互理解の促進

【条例(基本的施策):相互理解の促進】

外国人を取り巻く状況の把握と情報発信、多文化共生に向けた相互理解の促進

柱2 【共生】 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

【条例:教育・生活支援】

日本語教育の充実（コミュニケーション基盤の整備）、こどもに関する支援、生活支援の充実

柱3 【共創】 外国人材の活躍支援と共創社会の形成

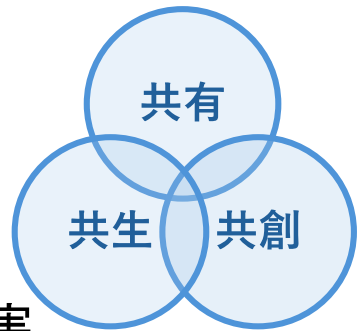
【条例:人材の活躍支援】

企業等における外国人材の活躍支援、外国人留学生など様々な外国人材の活躍支援、地域活性化の推進等

施策の計画的・総合的な推進

【条例:推進体制の整備】

関係機関による連携・協働の強化、施策のフォローアップ等



プラン 骨子案 概要(構成 1/2)

(条例)	柱	大項目	中項目
相互理解の促進	柱1 共有 ～地域や職場における相互理解の促進～	(1) 【拡】 外国人を取り巻く状況把握と情報発信	①【新】 関係機関連携による外国人の状況把握と情報発信
			②外国人への生活・就労等に関する情報の提供、相談体制の確保
		(2) 多文化共生に向けた相互理解の促進	①多文化共生の意識啓発
			②地域社会への参加・参画促進
教育・生活支援	柱2 共生 ～ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援～	(1) 日本語教育の充実	①日本語学習の支援（外国人、支援団体）
			②日本語教育人材の確保・育成
		(2) 【拡】 こども・教育に関する支援	①【新】 こども・子育て家庭への支援
			②教育の充実に関する支援
			③進学に関する支援
		(3) 生活支援の充実	①医療・保健・福祉に関する支援
			②居住環境に関する支援
			③災害対策の充実
			④【新】 防犯・交通安全対策
			⑤その他の支援

プラン 骨子案 概要(構成 2/2)

(条例)	柱	大項目	中項目
人材の活躍支援	柱3 共創 ～外国人材の活躍支援と共創社会の形成～	(1) 企業における外国人材の活躍支援	①外国人材の受入に関する国の取組みへの対応
			②企業等の外国人材の受入・定着に向けた支援
		(2) 外国人留学生など様々な外国人材の活躍支援	①外国人留学生の就職・定着支援
			②外国人県民の就業支援
(3) 地域活性化の推進やグローバル化への対応	外国人県民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応		
推進体制の整備	施策の計画的・総合的な推進	①各機関・団体の連携・協働の強化、関係者連絡会議による施策のフォローアップ	
		②市町村との連携や支援の強化、連絡会議による情報や取組の共有、協議・調整等	

プラン 骨子案 1/3

【項目】

【課題】

【対応の方向性】

柱1【共有】

（地域や職場における相互理解の促進）

（1）外国人を取り巻く状況把握と情報発信

（2）多文化共生に向けた相互理解の促進

○外国人の増加による地域社会の変化に対する日本人県民の不安感にどう対応するか。

【国】一部外国人のルールを逸脱する行為や制度の不適正利用に対する**国民の不安や不公平感**に対処する必要がある。

○生活・就労上のルール・マナーなどを理解し身につけてもらうには、どのようなための取り組みや情報発信が望ましいか。

○外国人が必要な情報や制度にアクセスできるようにするにはどうすればよいか。

【国】外国人が生活するにあたって必要な社会生活上の**制度・ルール等をわかりやすく学習する機会が限られている**。制度やルール等についてわかりやすい形で迅速に情報を入手できる**必要**がある。

○外国人県民とのコミュニケーションと相互理解を促すために必要な取り組み。

【国】学校、職場、地域など社会の様々な場面において**共生社会の実現に向けた意識醸成が課題**となっている。

○（国の総合的対応策の対応を見ながら）関係機関と連携して、**外国人に関する実態把握と県民への情報提供・発信**を検討
・外国人に関する実態等の情報のHP等での一元的な提供・発信

○**多言語・やさしい日本語での行政・生活情報の提供**
・多言語・やさしい日本語での行政・生活情報等の情報提供、関係機関と連携した情報発信
・外国人の目線での外国人県民向け情報のHP等での一元的な提供・発信

○**多言語での一元的な相談体制の充実**
・「富山県外国人ワンストップ相談センター」での相談対応
・関係機関との連携強化、民間ノウハウの活用など相談体制の充実

○**地域住民への意識啓発と外国人住民の地域参加の促進**
・多文化共生イベントの充実・連携強化
・地域における外国人県民との交流活動の促進、好事例の創出・発信
・企業内での日本人従業員と外国人従業員とのコミュニケーション向上等の環境整備
・地域と外国人をつなぐ橋渡し人材の育成

プラン 骨子案 2/3

【項目】

【課題】

【対応の方向性】

柱2 【共生】

〈ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援〉

育の充実
(1) 日本語教

- 地域における日本語教育の量・質をどのように確保していくか。
【国】外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語レベルの基準等がなく、体系的に順序立てて日本語学習を積み上げていくことが困難。

- 日本語教育の充実（コミュニケーション基盤の整備）
 - ・初期日本語教室やオンライン日本語教室の充実
 - ・企業が取り組む外国人材に対する日本語教育への支援
 - ・日本語教育の実態把握、関係機関連携による日本語教育の提供
 - ・県内ニーズに応じた日本語教師、サポーターの養成・確保

支援
(2) こども・教育に関する

- 支援が必要なこどもをどのように把握し、支援していくか。
- 外国人児童生徒が増加・多国籍化するなか、日本語教育や学校の受入環境等をどのように整備するか。

- 支援が必要なこどもへの対応
 - ・市町村と連携した支援が必要なこどもの把握及び包括的な支援
- 教育の充実に関する支援
 - ・外国人児童生徒の指導に携わる教職員の指導力の向上
 - ・学校現場や担当教員に対する支援や外国人相談員の配置
 - ・十分に学校で学べなかった、母国で義務教育を終了できなかった方を対象とした高志のあかり中学校の運営
- 進学に関する支援
 - ・外国にルーツを持つ生徒の情報共有や進学支援体制の構築
 - ・県立高校入学者選抜における外国人生徒に係る特別入学枠導入の検討

(3) 生活支援の充実

- 生活上の様々なライフステージ・ライフサイクル(※)に関する課題にどう対応するか。
(※) 出産・子育て、医療、福祉、税金、住居、交通、災害対策、犯罪・交通安全等
- 【国】外国人は、就学、進学、就職等、ライフステージを移行する際に課題に直面することが多い。

- 医療・保健・福祉に関する支援
 - ・外国人医療に対する医療機関等への認識拡大、各医療機関からの相談対応
 - ・保健・福祉制度の関係機関との情報共有、多言語資料での情報発信 等
- 居住環境に関する支援
 - ・市町村と連携した外国人県民に対する住宅等に関する情報提供
 - ・関係機関と連携した不動産事業者への働きかけ
- 災害対策や防犯・交通安全対策等の充実
 - ・外国人県民コミュニティや企業・監理団体等への防災研修等の実施
 - ・外国人県民に対する防犯・交通安全対策の推進

